

下関市教育委員会 5月定例会 資料

令和4年5月25日（水） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第20号 令和4年度教育予算の補正（6月）について	別冊① P 1
第21号 令和4年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について	P 2
第22号 令和5年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について	別冊② P 1
第22号 下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について	P 7
第24号 下関市考古博物館協議委員の解嘱及び委嘱について	P 11
第25号 下関市立歴史博物館協議委員会の解嘱及び委嘱について	P 14
第26号 下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について	.. P 17
第27号 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について	P 19

[臨時代理の報告]

○下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	… P 21
○公立中学校教職員の懲戒処分の内申について	別冊③ P 1

[報告事項]

○北部公民館における下関市サテライトオフィス山の田移設について	… P 22
○令和4年度地区文化祭等の開催について	… P 23
○令和4年度山口県埋蔵文化財センター巡回展 「発掘された山口」の開催について	… P 24

○豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について P26

教育委員会定例会日程表

令和4年5月25日(水) 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|------|-------------------------------|----------------------|
| 第20号 | 令和4年度教育予算の補正(6月)について | 教育政策課 |
| 第21号 | 令和4年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第22号 | 令和5年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について | 教育研修課 |
| 第23号 | 下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について | 生涯学習課 |
| 第24号 | 下関市立考古博物館協議会委員の解職及び委嘱について | 文化財保護課 |
| 第25号 | 下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について | 歴史博物館 |
| 第26号 | 下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について | 土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム |
| 第27号 | 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について | 菊川教育支所 |

日程2

【臨時代理等報告】

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について | 生涯学習課 |
| 公立中学校教職員の懲戒処分の内申について | 学校教育課 |

日程3

【報告事項】

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 北部公民館における下関市サテライトオフィス山の田の移設について | 生涯学習課 |
| 令和4年度地区文化祭等の開催について | 生涯学習課 |
| 令和4年度山口県埋蔵文化財センター巡回展「発掘された山口」の開催について | 文化財保護課 |
| 豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について | 豊田教育支所 |

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和4年6月30日(木)

R4. 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	28	29	30			

R4. 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
				31		

閉会

下関市教育委員会
議案第21号

令和4年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和4年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について
下関市教育支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第20号）に基づき、
別紙のとおり下関市教育支援委員会委員の委嘱をする。

記

任期 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

提案理由

令和3年度委員の任期満了に伴い、令和4年度委員を委嘱するため。

令和4年度下関市教育支援委員会委員

No.	区分	所属	職名	氏名	備考	R 0 4
1	下関市教育研究会 特別支援教育部校長	下関市立長成中学校	校長	打田 敦志		新
2	〃	下関市立江浦小学校	校長	清永 直志		
3	〃	下関市立小月小学校	校長	中村 知史		
4	難聴・言語障害特別支援 学級設置校長	下関市立川中西小学校	校長	久保 裕幸	難聴・言語障害部会のみ参 加	
5	特別支援学級担当教員	下関市立川中西小学校	教諭	権田 歩	難聴・言語障害部会と兼任	新
6	〃	下関市立勝山中学校	教諭	植津 怜美		
7	医師	かねはら小児科	院長	金原 洋治	小児科医	
8	〃	下関市こども発達センター診療所	院長	大賀 由紀	〃	
9	〃	ひこしまこどもクリニック	院長	河野 祥二	〃	
10	〃	長門一ノ宮病院	副院長	稻野 靖枝	精神科医	
11	〃	岡耳鼻咽喉科医院	院長	岡 和彦	耳鼻科医 難聴・言語障害部会のみ参 加	
12	児童福祉関係行政機関職員	山口県下関児童相談所	児童心理司	篠田 菜津美		新
13	〃	下関市こども発達センター	主査	田中 恵		
14	〃	下関市保健部健康推進課	主任保健師	米田 享子		新
15	その他教育委員会が必要と認める者	山口県立下関総合支援学校	小学部主事	村田 奈美枝		
16	〃	山口県立下関南総合支援学校	小学部主事	村田 和昌		新
17	〃	山口県立豊浦総合支援学校	小学部主事	岡田 達彦		
18	〃	山口県立下関南総合支援学校	教諭	古田 規子	難聴・言語障害部会と兼任	
19	〃	山口県立下関南総合支援学校	教諭	梶原 誠		
20	〃	山口県立下関総合支援学校	教諭	乾 洋美		
21	〃	下関市立名陵小学校	教諭	松下 嘉代	地域コーディネーター 難聴・言語障害部会と兼任	
22	〃	下関市立日新中学校	教諭	竹重 政恵	地域コーディネーター	
23	〃	下関市立名陵小学校	教諭	古本 るみ子	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	
24	〃	下関市立彦島中学校	教諭	松岡 輝子	〃	
25	〃	下関市立安岡小学校	教諭	中野 良浩	〃	
26	〃	下関市立豊浦小学校	教諭	傍士 一郎	通級指導教室担当教員	
27	〃	下関市立山の田小学校	教諭	中村 昭子	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	
28	〃	下関市立第一幼稚園	教諭	田口 千夏	〃	新
29	〃	下関市立川中幼稚園	主任教諭	内田 仁美	〃	
30	〃	下関市立豊浦幼稚園	主任教諭	川上 由美子	〃	

○下関市教育支援委員会規則

平成17年2月13日

教育委員会規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の処理する事項)

第2条 設置条例別表に定める、委員会が調査審議する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 下関市立小学校又は中学校に就学しようとする者及び在学する児童又は生徒で障害がある者又はあると思われる者（以下「対象児童等」という。）の障害の種類及び程度の判定並びにこれに基づく特別支援学校への入校又は特別支援学級への入級についての判別に関する事。
 - (2) 前号に規定による判別の結果に基づいてなされた教育支援に関する事。
 - (3) 障害について精密診断の必要があると認めた対象児童等の医学的診断及び教育的診断に関する事。
- 2 委員会は、前項に規定する事項の処理に当たっては、下関市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の各校に置かれた教育支援委員会と密接な連携を図り、対象児童等の教育支援が効果的に実施できるよう努めるものとする。

(組織)

第3条 委員会に、前条に規定する委員会の処理する事項等で、難聴又は言語障害に係る対象児童等の教育支援に関するもの（以下「難聴・言語障害教育支援事項」という。）を処理するため、難聴・言語障害部会を置く。

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が次の者のうちから任命し、又は委嘱する。

- (1) 下関市教育研究会特別支援教育部に所属する小・中学校の校長
- (2) 難聴・言語学級を設置している小・中学校の校長
- (3) 特別支援学級担当教員
- (4) 医師

- (5) 学識経験者
- (6) 児童福祉関係行政機関職員
- (7) 学校教育関係行政機関職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会において処理した事項を教育委員会教育長に報告するものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(難聴・言語障害部会)

第8条 第3条第2項に規定する難聴・言語障害部会（以下「部会」という。）は、委員のうちから委員会において選任する者（以下「部会委員」という。）若干人をもって構成するものとし、委員会が指定する難聴・言語障害教育支援事項（以下「指定事項」という。）を調査又は審議し、処理する。

2 部会に、部会委員の互選による部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、部会を統括し、指定事項の処理結果を必要に応じて委員会の会議で報告するもの

とする。

- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、議長を務めるものとし、当該会議の定足数及び表決については、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月17日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成19年5月17日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

下関市教育委員会
議案第23号

下関市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、下関市立公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1 委員の解嘱及び委嘱 別紙のとおり
解嘱27名 委嘱26名

2 解嘱日及び委嘱期間
解嘱日 令和4年5月31日
委嘱期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

3 提案理由
委員の人事異動や各種団体の役員変更に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

公民館名	解 嘴 (令和4年5月31日)	委 嘴 (令和4年6月1日)
彦島公民館	岩崎 孝子	河野 美貴
	福原 賢治	小山 義記
長府公民館	変更なし	
王司公民館	水野 祐也	中川 洋子
清末公民館	変更なし	
小月公民館	変更なし	
王喜公民館	打田 敦志	平原 隆治
	下本 一公	藤岡 正美
吉田公民館	平松 繁康	吉田 真由美
	小林 賴謙	城戸 渉
内日公民館	川原 修	川口 寛
	佐々木 賢明	武永 憲昭
	龜地 眞理子	戸田 雅美
勝山公民館	磯部 芳規	村前 誠
	加藤 高広	川畑 誠治
川中公民館	久保 裕幸	神田 哲
	室田 秀典	金子 潤一郎
	宮本 俊明	戸田 雄一郎
	植村 守	松本 秀夫
	江良 昌泰	西村 和敬
	久保 晴宣	柏 昌昭
	濱西 正義	柴崎 誠二
吉見公民館	白石 篤史	小谷 竜夫
	栗林 和弘	亥川 竜太郎
吉母公民館	山口 知子	弘中 真寿美
	竹中 謙二	金嶋 敏浩
北部公民館	三谷 勝治	松岡 茂
	山戸 英之	—
	変更なし	
西部公民館	変更なし	
玄洋公民館	変更なし	
長府東公民館	村瀬 秀幸	鬼頭 辰生
	倉本 敦	打田 敦志

下関市立公民館運営審議会委員名簿 (令和3年6月1日から令和5年5月31日まで)

*新規は、令和4年6月1日から令和5年5月31日まで

彦島

	委員名	性別	
1	二見 勝敬	男	
2	酒井 能具	男	
3	河野 美貴	女	新
4	金子 聰	男	
5	清永 直志	男	
6	小山 義記	男	新
7	三橋 知伸	男	
8	山中 由美子	女	
9	岸山 友好	男	
10	牛尾 三雄	男	
11	梶山 信子	女	

長府

	委員名	性別	
1	三井 清	男	
2	緒方 聖雄	男	
3	上野 幸子	女	
4	中村 嘉和	男	
5	辻野 嘉明	男	
6	生田 都	女	
7	吉村 ひとみ	女	
8	堂本 陽子	女	

王司

	委員名	性別	
1	藤井 黙	男	
2	松崎 澄子	女	
3	中川 洋子	女	新
4	中川 康典	男	
5	繩田 牧子	女	
6	山本 智恵子	女	
7	高嶋 雄一	男	
8	下野 勝代	女	
9	高木 晶光	男	

清末

	委員名	性別	
1	小戸 豪	男	
2	原田 貴司	男	
3	太田 英弘	男	
4	大倉 くによ	女	
5	森重 直幸	男	
6	町田 美世子	女	
7	西 治子	女	

小月

	委員名	性別	
1	中村 知史	男	
2	角谷 咲子	女	
3	藤田 幸枝	女	
4	田尾 容子	女	
5	藤田 友春	男	
6	矢野 郷士	男	

王喜

	委員名	性別	
1	平原 隆治	男	新
2	富士本 武明	男	
3	村上 豊実	男	
4	草野 和子	女	
5	藤澤 慎悟	男	
6	村上 春男	男	
7	村田 忠晴	男	
8	西村 忍	女	
9	大末 泰史	男	

吉田

	委員名	性別	
1	藤岡 正美	男	新
2	田中 秀雄	男	
3	佐野 えりか	女	
4	西村 博伸	男	
5	神田 善弘	男	
6	吉田 真由美	女	新
7	城戸 渉	男	新
8	長谷川 智子	女	
9	岡田 啓	男	

内日

	委員名	性別	
1	下田 賢吾	男	
2	河村 千夏	女	
3	川口 寛	男	新
4	野崎 誠	男	
5	武永 壽昭	男	新
6	樹野 克己	男	
7	戸田 雅美	女	新
8	中野 保恵	女	
9	磯部 正明	男	
10	平田 初子	女	

勝山

	委員名	性別	
1	村前 誠	男	新
2	澄川 忠男	男	
3	森 隆浩	男	
4	池内 賢二	男	
5	窪岡 靖記	男	
6	中村 晴美	女	
7	竹村 誠	男	
8	是石 昌代	女	
9	田中 弘子	女	
10	鈴川 衣子	女	
11	黒瀬 圭子	女	
12	井上 勝一郎	男	

川中

	委員名	性別	
1	川畑 誠治	男	新
2	神田 哲	男	新
3	壇 圭子	女	
4	金子 潤一郎	男	新
5	弘田 克子	女	
6	木村 和夫	男	
7	下田 修二	男	
8	松原 守	男	
9	水津 健一	男	
10	中川原 貞治	男	
11	戸田 雄一郎	男	新
12	山田 朗彦	男	
13	松本 秀夫	男	新
14	西村 和敬	男	新

安岡

	委員名	性別	
1	井原 利彦	男	
2	織田 学	男	
3	小野 由美子	女	
4	柏 昌昭	男	新
5	植田 明男	男	
6	西山 秀秋	男	
7	二見 信枝	女	
8	宮野 直樹	男	
9	吉村 剛典	男	

吉見

	委員名	性別	
1	國友 孝	男	
2	柴崎 誠二	男	新
3	梅尾 俊行	男	
4	岡部 英明	男	
5	久保田 茂明	男	
6	小谷 竜夫	男	新
7	弘中 隆之	男	
8	磯邊 義康	男	
9	原 俊枝	女	
10	森永 美智子	女	

吉母		
	委員名	性別
1	清田 幸男	男
2	村田 繁	男
3	久保田 達也	男
4	弘中 真寿実	女 新
5	亥川 竜太郎	男 新

北部		
	委員名	性別
1	波多野 敏郎	男
2	金嶋 敦浩	男 新
3	三谷 穎	男
4	村尾 寛	男
5	門前 宏	男
6	松岡 茂	男 新
7	杉本 成弘	男
8	和崎 法子	女
9	大蔵 京子	女
10	藤井 壽子	女
11	中尾 順吉	男
12	水津 佳子	女
13	中祖 糸美	女

西部		
	委員名	性別
1	森 龍治郎	男
2	三明 康佑	男
3	中野 勝利	男
4	山本 隆治	男
5	上田 裕之	男
6	和田 宗久	男
7	山村 義弘	男
8	中野 喜代美	女
9	安田 美加	女

玄洋		
	委員名	性別
1	村田 晋一	男
2	西村 裕文	男
3	植田 和公	男
4	上岡 亜紀夫	男
5	内田 賢太郎	男
6	瓜生 基輝	男
7	二見 勝敬	男
8	沖本 孝子	女
9	高倉 春美	女
10	広田 智恵子	女

長府東		
	委員名	性別
1	友松 弘幸	男
2	濱上 圭右	男
3	森 健二	男
4	中野 一穂	男
5	平山 一美	女
6	鬼頭 辰生	男 新
7	菅原 知子	女
8	小林 緑	女
9	打田 敦志	男 新
10	村上 秀夫	男

総数	161
新	26
男	109
女	52

下関市教育委員会
議案 第24号

下関市立考古博物館協議会委員の解職及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年 5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立考古博物館協議会委員の解職及び委嘱について

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条並びに下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122号）第11条の規定に基づき、下関市立考古博物館協議会委員を下記のとおり解職及び委嘱する。

記

1 解職及び委嘱者

解職者 小戸 豊

委嘱者 五郎丸 哲也

(区分 : 学校教育関係者

下関市立日新中学校長・下関市教育研究会中学校社会科部長)

2 解職日および委嘱期間

解職日 令和4年5月31日

委嘱期間 令和4年6月 1日から令和5年7月31日まで

(前任者の残任期間)

提案理由

下関市教育研究会中学校社会科部長の改選に伴い、委員の解職及び後任委員の委嘱をするもの。

下関市立考古博物館協議会委員名簿

区分	NO	氏 名 生年月日	公職等	備考
学識経験者	1	渡辺 一雄 わたなべ かずお	元梅光学院大学副学長 下関市文化財保護審議会委員	
	2	山内 紀嗣 やまうち のりつぐ	生駒ふるとさミュージアム館長	
	3	田中 普作 たなか しんまさ	山口大学客員教授	
	4	藤丸 詔八郎 ふじまる しょうはちろう	北九州市立自然史歴史博物館名誉館員	
社会教育関係者	5	近藤 洋平 こんどう ようへい	社会福祉法人開成会監事 下関市文化協会副会長	
	6	河波 茅子 かわなみ かやこ	田中絹代メモリアル協会事務局長 田中絹代記念館サポートー	
上活動に勤め教育する家庭の者	7	木原 豊美 きはら とよみ	社会福祉法人きづな理事 金子みすゞ研究者	
学校教育関係者	8	富士本 武明 ふじもと たけあき	下関市立王喜小学校校長 下関市教育研究会小学校社会科部長	
	9	五郎丸 哲也 ごろうまる てつや	下関市立日新中学校校長 下関市教育研究会中学校社会科部長	【新任】

博物館法（抄）
(昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号)

(博物館協議会)

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

○下関市立考古博物館の設置等に関する条例（抄）

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 122 号

(考古博物館協議会)

第 11 条 法第 20 条の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会
議案第25号

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立歴史博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び下関市立歴史博物館の設置等に関する条例（平成28年条例第39号）第12条の規定に基づき、下関市立歴史博物館協議会委員を下記のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1. 解嘱及び委嘱者

①解嘱者 西村 早人

委嘱者 鬼崎 聖

（区分：学校教育関係者 下関市立西市小学校校長）

②解嘱者 小戸 育

委嘱者 五郎丸 哲也

（区分：学校教育関係者 下関市立日新中学校校長）

2. 任期

令和4年5月25日から令和5年2月20日まで

提案理由

下関市教育研究会小学校及び中学校の社会科部長の改選に伴い、委員の解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

下関市立歴史博物館協議会委員候補者名簿

区分	氏 名	公 職 等	備 考
関係者 学校教育	鬼 崎 聖	下関市教育研究会小学校社会科部長 下関市立西市小学校校長	新規
	五郎丸哲也	下関市教育研究会中学校社会科部長 下関市立日新中学校校長	新規
関係者 社会教育	富 永 洋 一	下関市社会教育委員 ((一財)下関 21世紀協会常任理事) 下関観光コンベンション協会会长	
	中 村 美 幸	下関市立美術館前館長	
資する者 家庭教育に	上 野 幸 子	長府婦人会会长	
	松 村 通 世	下関市更生保護女性会顧問(前会長)	
学識経験者	木 部 和 昭	山口大学経済学部教授	
	大 道 智 子	北九州市立小倉城庭園前学芸員	
	関 谷 慶 子	学校法人下関学院学院長	
	山 田 稔	山口県立山口博物館前学芸専門監	

参考条文（抜粋）

博物館法

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

下関市立歴史博物館の設置等に関する条例

（協議会の設置）

第12条 法第20条第1項の規定により、博物館に下関市立歴史博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会
議案第26号

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（平成17年条例第126号）第16条の規定に基づき、別紙の候補者に下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を委嘱する。

任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

別紙

下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

No.	区分	氏名	役職等	備考
1	学校教育関係者	矢田部 敏夫	豊北中学校校長	
2	学校教育関係者	静間 均	豊北小学校校長	
3	社会教育関係者	阿部 和正	豊北歴史文化友の会事務局長	
4	社会教育関係者	吉村 瞳	香道家	新任
5	社会教育関係者	西島 英敏	下関市商工会会長	
6	学識経験者	坪郷 英彦	元・山口大学名誉教授	
7	学識経験者	山田 美和子	郷土史家	

(敬称略、順不同)

(参考条文)

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例（抜粋）

(運営協議会の設置)

第16条 資料館の運営に関する重要な事項について、委員会の諮問に応じて審議するため、下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

- 2 運営協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者及び地元関係者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 5 運営協議会には、部会を設置することができる。
- 6 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則（抜粋）

(運営協議会)

第16条 条例第16条に規定する下関市立豊北歴史民俗資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、次に掲げる者の中から委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

下関市教育委員会
議案 第27号

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成17年条例第113号）第19条の規定により、下記のとおり下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の解嘱及び委嘱をする。

記

1 解職者

下関市立菊川中学校長 石川 彰
菊川町P.T.A連合会長 中野 健二郎

2 委嘱者

下関市立菊川中学校長 中村 好弘
菊川町P.T.A連合会長 米田 光宏

3 解職・委嘱年月日

解職 令和4年5月31日
委嘱 令和4年6月 1日から令和5年7月31日

提案理由

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員が所属する団体において役職員の交代があったことに伴い、委員の解職及び委嘱をするもの。

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員名簿

令和4年6月1日現在

	氏 名	性別	役 職 名	備考
1	中村好弘	男	下関市立菊川中学校校長	令和4年6月1日付け委嘱 任期は令和5年7月31日まで
2	森本修司	男	下関市菊川自治会連合会副会長	
3	米田光宏	男	菊川町PTA連合会会长	令和4年6月1日付け委嘱 任期は令和5年7月31日まで
4	林幸子	女	下関市連合婦人会菊川地区婦人会会长	
5	徳吉眞次	男	下関市社会教育委員	
6	勝野光枝	女	下関市社会教育委員	
7	船瀬保美	女	下関市社会教育委員	
8	松井茂喜	男	菊川地区民生児童委員協議会会长	
9	重枝良明	男	菊川文化协会会长	
10	宮崎満恵	女	下関市菊川ふれあい会館定期使用団体代表	

〔任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日〕

下関市教育委員会
報告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

解嘱 植田 和公

委嘱 中野 健二郎

2. 任期等

解嘱日及び委嘱期間

解職日 令和4年4月30日

委嘱期間 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

3. 報告説明

委員所属団体の役員変更に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

北部公民館における下関市サテライトオフィス山の田の移設について

1. 背景と目的

下関市サテライトオフィス山の田は、北部公民館の1階において住民票の発行等の諸業務を行い、多くの市民の方々に利用されている施設であるが、非常に狭小であり、市民の利便性、労働衛生環境等の面で問題があるため、当該オフィスを北部公民館内より広いスペースに移設し、これらの問題の改善を図るもの。

2. 移設の概要

- (1) 移設先 北部公民館 1階 旧談話室（下図のとおり）
- (2) 面 積 移設前：8.62 m² 移設後：32.86 m²

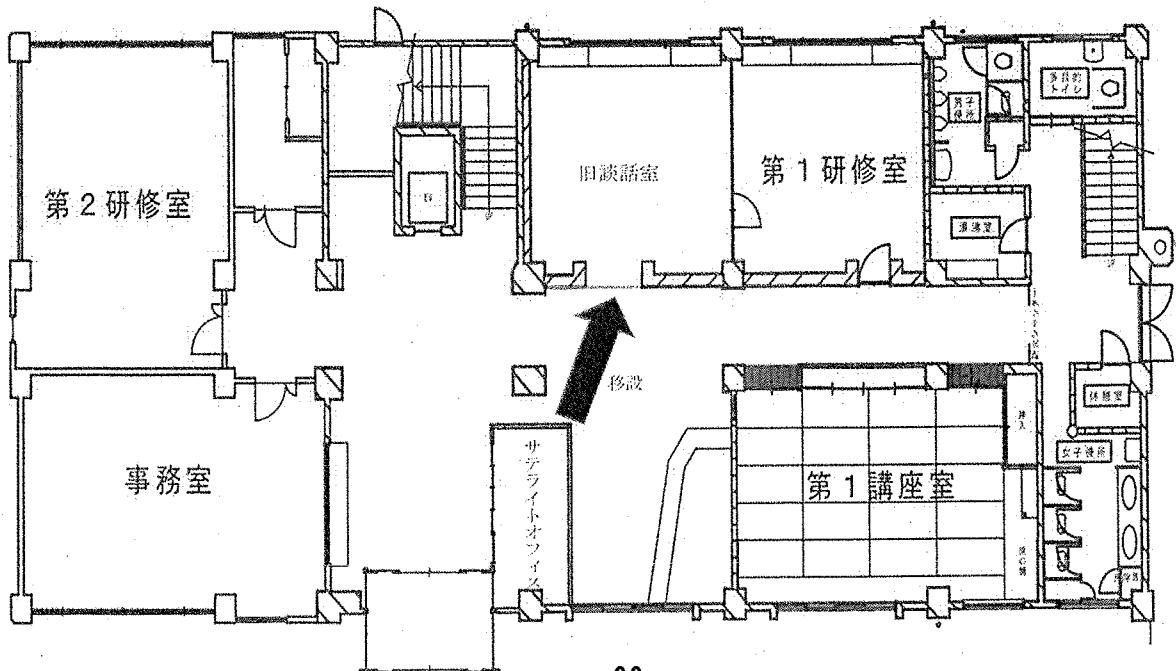
3. スケジュール（予定）

令和4年 9月	移設先の改修（回線工事等）
9月29日(木)	現オフィスでの業務終了
9月30日(金)	既存備品の移設等
10月 3日(月)	
10月 4日(火)	移設先での業務開始

4. 周知方法

市報しものせき、市ホームページ、ポスター、チラシ等

◆北部公民館 1階 移設概要図



令和4年度地区文化祭等の開催について

下記の行事について、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で、開催することといたします。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となることがあります。

記

1 地区文化祭

(1) 概要

地区における文化の振興と地域住民の連帯意識の高揚、また心豊かなふるさとづくりの推進を図るため、例年、市内各公民館等を拠点として開催しているもの。

*開催時期：概ね10月下旬から11月上旬

(2) 内容

- ・活動団体の成果発表
- ・地域の特色を生かした催し物など

2 しものせき 夢冒険 チャレンジキャンプ

(1) 概要

日常生活を離れ自然の中での失敗や未知の経験をすることで、子どもたちの好奇心・探求心を高め、生き抜く力を身につけることを目的とし、専門的な知識を持ったスタッフによる指導の下、2泊3日の野外教育活動プログラム（集団登山・野外炊事・就寝体験）を実施するもの。

(2) 内容

- 日 時：令和4年8月17日（水）から8月19日（金）まで
場 所：森の家下関、エコピアの森下関・深坂（深坂自然の森）
対 象：小学校4～6年生 50人

報 告 事 項
令 和 4 年 5 月 25 日
文 化 財 保 護 課

令和 4 年度山口県埋蔵文化財センター巡回展
「発掘された山口」の開催について

考古博物館における令和 4 年度山口県埋蔵文化センター巡回展の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 令和 4 年度山口県埋蔵文化財センター巡回展
「発掘された山口」

2. 内 容 令和 2 年度に山口県内で発掘調査された弥生時代から室町時代にかけての遺跡出土品や特集展示として 1980 年代以降に山口県埋蔵文化財センターが発掘調査した代表的な出土品を紹介する。さらに今回は、特集展示のコンセプトにあわせた考古博物館独自の企画として、1988 年に綾羅木郷台地遺跡から出土した人面土製品（県指定文化財）を里帰り展示する。

※主な展示品

- ・綾羅木郷台地遺跡の人面土製品（弥生・県指定/下関）
- ・吉永遺跡の船形土製品（弥生/下関）
- ・萩城跡（外堀地区）の織部焼（江戸/萩）
- ・下請川南遺跡の石鍋（室町/宇部）
- ・上り熊遺跡の瓦質土器足鍋（室町/防府）
- ・田の浦遺跡の黒曜石塊（縄文～弥生/上関）
- ・明地遺跡の分銅形土製品（弥生・県指定/田布施）

3. 会 期 令和 4 年 6 月 4 日（土）～7 月 3 日（日）
月曜休館

4. 会 場 下関市立考古博物館 特別企画展示室

5. 講演会 巡回展記念講演会「近年の調査成果からみた山口県の
弥生時代」

講師：岡田裕之氏（山口県埋蔵文化財センター）

日時：6月12日（日）①10時30分②14時

場所：下関市立考古博物館講堂

参加費：無料（共催記念イベント）

報 告 事 項
令和 4 年 5 月 25 日
豊 田 教 育 支 所

豊田ホタルの里ミュージアムの開館時間の変更について

下関市立自然史博物館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 123 号）第 5 条の規定に基づき、開館時間を変更する日及び時間を下記のとおり定めましたので、報告いたします。

記

1 開館時間延長

- (1) 令和 4 年 6 月 4 日（土）及び 6 月 11 日（土）の午後 5 時から午後 9 時 30 分（最終入館は午後 9 時）まで
- (2) 令和 4 年 6 月 10 日（金）、6 月 17 日（金）、6 月 18 日（土）、6 月 24 日（金）、6 月 25 日（土）の午後 5 時から午後 8 時（最終入館は午後 7 時 30 分）まで

2 理由

ホタルの観賞期間に当たるため。

ホタル舟運航	6 月 8 日（水）～25 日（土）
ホタル祭り	6 月 4 日（土）、11 日（土）

参考条文（抜粋）

- 下関市立自然史博物館の設置等に関する条例
(開館時間)
- 第 5 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館は午後 4 時 30 分までとする。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。